

滋賀労働局発表

令和8年1月29日

担当 滋賀労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 今村 由紀子
室長補佐 小山 哲平
電話: 077-523-1190

地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」の開催

滋賀労働局（局長 多和田治彦）は、滋賀県における適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げによる企業の成長と労働者の所得向上の実現に向け、地方版の政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」を開催します。

当日は、三日月滋賀県知事をはじめ、各構成団体・機関の代表者等が出席し、賃金引上げに向けた取組をテーマに意見交換を行い、今後の取組について決議することを目指します。

《概要》

1. 日 時 令和8年2月10日（火）13時15分～14時15分
(14時00分～14時15分 写真撮影、取材対応)

2. 場 所 滋賀県公館（大津市京町4丁目2番15号）

3. 出席(予定)者

◆滋賀県働き方改革推進協議会構成団体・機関

(1) 労働者団体	連合滋賀	会長	白木 ひろし おかだ 宏司
(2) 使用者・経済団体	滋賀県商工会議所連合会 滋賀県商工会連合会 滋賀県中小企業団体中央会 (一社)滋賀経済産業協会	専務理事 会長 会長 会長	岡田 ひでき じょうにし 英基 上 西 保 きたむら ジョウイチ
(3) 行政	滋賀県 滋賀労働局	知事 局長	北村 よしひで いしい 嘉英 石井 ふとし みかづき 太 三日月 たいぞう たわだ 大造 多和田 はるひこ 治彦

◆オブザーバー

近畿経済産業局地域経済部	部長	黒田 としひさ くろだ 俊久
公正取引委員会近畿中国四国事務所	所長	みなみ 雅晴 まさはる 雅晴

4. テーマ 「賃金引上げ」に向けた取組

～令和6年度決議事項の取組状況と今後の展望～

報道機関取材の可否：可

当日は会場内後方から撮影いただけますが、2月5日（木）までに事前登録をお願いします。

雇用環境・均等室 (25roudou@mhlw.go.jp) あてに、会社名・記者名・撮影の有無（有の場合はスチル・ビデオの別）・連絡先電話番号をご連絡ください。

参考

◆滋賀県働き方改革推進協議会

設置目的等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第10条の3において、「国は、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業等を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会の設置等に努めること」とされたことを踏まえ、滋賀県域の実情に即した働き方改革を推進することを目的に、滋賀労働局と地方公共団体に加え、事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会として、平成30年12月26日に滋賀県働き方改革推進協議会を設置した。

構成団体・機関

- ・日本労働組合総連合会滋賀県連合会（連合滋賀）
- ・滋賀県商工会議所連合会
- ・滋賀県商工会連合会
- ・滋賀県中小企業団体中央会
- ・一般社団法人滋賀経済産業協会
- ・滋賀県
- ・滋賀労働局

過去の開催状況

第1回	平成30年12月26日	「滋賀における働き方改革共同宣言」を採択
第2回	平成31年2月15日	(ワーキンググループ)
第3回	令和元年7月11日	(ワーキンググループ)
第4回	令和元年12月23日	「外国人材の雇用・活躍」、「下請取引の適正化」の意見交換等
第5回	令和2年2月5日	(ワーキンググループ)
第6回	令和2年12月21日	(実務担当者会議)
第7回	令和4年3月15日	「誰もが安心して働く環境づくりとダイバーシティの推進」共同メッセージの発信
第8回	令和6年1月23日	(実務担当者会議)
第9回	令和6年2月16日	「適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して」共同メッセージの発信
第10回	令和6年12月19日	(実務担当者会議)
第11回	令和7年2月17日	令和6年2月16日の共同メッセージに基づく令和7年度の取組事項の決議
第12回	令和7年12月19日	(実務担当者会議)

“適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による 県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して”

3年以上にわたるコロナ禍もようやく収束に向かい、社会経済活動は回復傾向にあるものの、エネルギー・原材料価格等の高騰および人材不足の深刻化により、中小企業は依然として厳しい経営環境下にあります。こうした状況の中、事業の継続や持続的な成長、労働者の所得向上を実現するためには、新たな付加価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環を生み出すことが不可欠です。

このため、我々は次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、取り組みます。

1. 価格転嫁・賃上げに取り組む県内企業に対する支援および情報共有
2. 生産性の向上、リスキリング等人材育成に取り組む県内企業への支援および情報共有
3. パートナーシップ構築宣言の県内企業への周知
4. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の県内企業への周知
5. 賃上げ促進税制の県内企業への周知
6. 賃上げおよび人材確保・人材育成に向けた各種助成金・補助金の県内企業への周知
7. 女性、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心して働くことができる職場環境づくり
8. 県内企業への調査等を通じた情報収集および情報共有
9. その他、価格転嫁・賃上げ、働き方改革を推進するために必要な事項

令和6年(2024年)2月16日

滋賀県働き方改革推進協議会

日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	白木 宏司
滋賀県商工会議所連合会会长	河本 英典
滋賀県商工会連合会会长	上西 保
滋賀県中小企業団体中央会会长	北村 嘉英
一般社団法人滋賀経済産業協会会长	石井 太
滋賀県労働局	三日月大造
	小島 裕

令和5年度 滋賀県働き方改革推進協議会 共同メッセージ

適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による
県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して

令和6年春闇では33年ぶりの高水準の賃上げとなつたが、厳しい経営環境にある中小企業の中には、人材確保・定着を図るための「防衛的賃上げ」を行つた企業も少なくない。

持続的な賃上げの実現に向けては、賃上げの原資を確保するため、コスト上昇分を適切に価格転嫁することが重要となる。しかしながら、県内の価格転嫁の状況をみると、特に労務費の転嫁が難しい状況であり、その交渉ができる雰囲気は醸成されてきているものの、中小企業では交渉の申し入れに消極的にならざるを得ない状況も見受けられるところである。

よって、本協議会は、昨年（2024年）2月16日に採択された共同メッセージの取組事項を引き続き実施するとともに、とりわけ令和7年度に以下の取組を実施することを決議する。

1. 賃上げに取り組む県内中小企業者を、助成金、補助金などにより支援する。
2. 「価格交渉促進月間」（9月）に合わせ、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針及び国や自治体等が実施する賃金引上げのための支援策等について、事業場訪問やメディア活用などにより、集中的な周知の取組を行う。
3. 適切な価格転嫁のための価格交渉の促進に向け、パートナーシップ構築宣言への登録を勧奨する。
4. 国に対して、適切な価格転嫁の促進や生産性の向上等、持続的な賃上げの実現に向けて必要な要望を行う。

令和7年(2025年)2月17日

滋賀県働き方改革推進協議会

日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	白木 宏司
滋賀県商工会議所連合会会長	河本 英典
滋賀県商工会連合会会長	上西 保
滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
一般社団法人滋賀経済産業協会会長	石井 太
滋賀県知事	三日月大造
滋賀労働局長	多和田治彦

